永続性メカニズムの創生
違反是正特別支援員制度の発足

仙南地域広域行政事務組合消防本部　武田充弘

はじめに

当組合は、宮城県の最南部に位置し、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の２市７町で構成されており、人口約16万6,000人を管轄している。

消防本部の組織

当消防本部は、１本部・４署・５出張所の職員233名で組織され、２交替制を敷いている。

予防体制については、消防本部に予防課があり、予防課長のほか、課長補佐と危険物係長、主査の４名体制で予防行政全般及び外郭団体の運用を行っている。

各消防署の予防体制は、各消防署・出張所において、隔日勤務の予防係が、火災・救助・救急等の災害業務を兼務しながら、消防用設備規制や消防同意、危険物規制、火薬類取締法規制、液化石油ガス関係、各種届出処理、特別査察の実施、婦人防火クラブや危険物安全協会等の事務処理を行っている。そのほか、災害出動はもちろんのこと、指揮隊運用訓練、救助技術指導会、毎月の救助隊合同訓練、救急訓練（PA連携）、火災対応訓練等の業務を行っている。

管轄面積が1,551.40㎢と非常に広く、９つの各署所で予防事務処理を行っている。各署所に予防係の日勤者や専従員は配置していない。予防査察については、勤務日のほか、非番日や週休日で救助隊、警防隊、救命士、総務係問わず実施している。

違反是正支援アドバイザー制度

東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災（平成13年９月、死者44名）や、兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災（平成19年１月、死者３名）や、大阪市浪速区の個室ビデオ店火災（平成20年10月、死者１名）、群馬県渋川市の老人ホーム火災（平成21年３月、死者10名）など、多数の人的被害を伴う火災が発生している中で、それらの緊急調査等の結果では、依然として消防法令違反の建築物が散見され、是正状況にも地域差が認められているような状況であった。特に、違反対象物に対する措置命令の発動は、職員数1,000名以上の大規模な消防本部に偏っている状況であった。

こうした地域差を解消し、全国的な違反是正の取組を進めていくために、総務省消防庁では、平成22年に「違反是正支援アドバイザー制度」を発足させ、各消防本部等からの依頼に基づき、違反処理事務等を支援するため、違反是正に関して豊富な知識・経験を有する消防職員を「違反是正支援アドバイザー」として派遣する事業を開始した。

また、平成28年５月に開催された全国消防長会予防委員会においては、「違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化」について要望がなされたことを踏まえ、「都道府県違反是正支援アドバイザー」（以下「都道府県アドバイザー」という。）又は「全国違反是正支援アドバイザー」を各都道府県に配置することとなった。当消防本部においては、平成29年度から宮城県の都道府県アドバイザー本部となり、各地域の消防本部への支援を行っている。

組織の課題

都道府県アドバイザーについては、宮城県復興・危機管理部消防課からの推薦により、総務省消防庁から委嘱されているものであり、都道府県アドバイザーとなっている職員は、宮城県内のみならず、東北各地、全国の消防本部から、違反処理についての意見や見解を求められている。その意見や見解については、「経験」があって初めて説得力を有する現実的なものとなる。

都道府県アドバイザーの活動としては、当消防本部内で、都道府県アドバイザーが中心となって違反処理を行ったり、違反処理の方針を決定する検討会で意見や考え方を伝えたり、他消防本部へ講師として派遣しているところであるが、「具体的な方策の助言」など違反是正支援アドバイザーの本来の趣旨を達成するためには、今後、さらなる能力向上を図る必要があった。

また、新たな職員が都道府県アドバイザーとなった場合、当消防本部では、違反処理の実績としては消防法第17条の４の命令が主であり、消防法第５条関係や告発、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求に関する助言等を求められたときに、違反是正支援アドバイザーとして的確な助言ができるのかが不安であるとの声があった。

仮にそれまで違反処理等の業務に従事していたとしても、ほかの消防本部にアドバイスすることに対する経験が少ないことから、精神的負担が増加すると思慮され、都道府県アドバイザーへの意欲や意思はあっても、経験不足、知識不足が都道府県アドバイザー育成を阻害する状態となっていた。

制度効果と展望

現在の当消防本部における予防業務体制のように、自署所のみの違反処理事案だけでは、事案も少なく、経験不足や知識不足を解消することはできない。

そのような経験・知識不足を解消するため、違反是正特別支援員（以下「特別支援員」という。）制度を創設し、自署所のみならず、署々間

初代違反是正特別支援員

２代目違反是正特別支援員

の垣根を越えて、特別支援員を様々な違反処理案件や特別査察に積極的に派遣し、違反処理の経験を積ませ、経験や知識不足の解消に努めることとした。

また、定期に特別支援員会議や研修を開催することにより、違反処理において困難であった事案、奏功や失敗事例などが共有され、より深い知識や技術を身に付けることが可能になる。

特別支援員を都道府県アドバイザーの予備軍として位置付けし、現在の都道府県アドバイザーから助言や指導を受けながら、数年間、都道府県アドバイザーとなる前の準備期間を設けることにより、知識や経験不足への不安を解消させ、今後の都道府県アドバイザーの養成が円滑なものとなることであろう。

さらには、そのような特別支援員経験者が各署所に増加することにより、当消防本部としての違反処理の基礎、土台が固まり、現代から未来への「知識、技術の伝承」となって当消防本部の組織の底上げとなる。

そのような期待を胸に、この制度は発足されたのである。

違反是正特別支援員の任命

仙南地域広域行政事務組合消防本部違反是正特別支援員制度要綱を令和２年３月17日に公布し、令和２年４月１日に施行した。令和２年４月14日には任命式を行い、各消防署長から推薦された職員６名（消防司令補３名、消防士長３名）を、初代「違反是正特別支援員」として任命した。

なお、特別支援員の任期は原則的に１年間としており、令和３年５月14日には、新たな職員６名（消防司令補１名、消防士長５名）を、第２期目の「違反是正特別支援員」として任命した。

Supporter's Mission

【制度心得】

特別支援員の大前提として、各署所における違反処理の主体は各署所の予防担当者であり、リーダーは各署所の主幹、係長であること。方針決定については、各所属長が決定権者であることから、担当署所の主幹、係長を通し、所属長が決定すること。

各支援員は、違反処理全般について、担当署所の意見を尊重しながら、意見や助言等の発言を行うこと。

【具体的任務】

①自署所管内違反対象物の洗い出し（重大違反以外の違反も含む。）

重大違反については、フォローアップ調査等で把握できているが、重大違反以外の違反（一部未設置、一部機能不良、防火管理違反等）について、違反の現状を把握し、消防本部予防課へ報告すること。

②自署所管内における違反管理

①で洗い出した法令違反対象物及び重大違反対象物について優先順位を定め、違反が是正に向かうよう指導状況等を管理し、是正が停滞するようであれば、積極的に違反処理へ移行するよう各署所の主幹、係長へ「相談」すること。

③自署所管内職員へのアウトプット

特別支援員は、違反処理事案への派遣や都道府県アドバイザーによる研修を受けて、学び得た知識や技術を自署所管内の職員へ定期にフィードバック（研修や書面報告等）を行うこと。

④特別支援員活動の月例報告

特別支援員の活動状況の可視化として、毎月、消防長にその活動報告を提出すること。

全国の消防本部では、「特別査察隊」のように、その分野に特化した職員を設置しているところはあるが、特別査察隊等は、その査察隊が主体となって違反処理を実施する。

その一方で、当消防本部においては、予防専従員という職員は配置しておらず、災害活動はもちろんのこと、救助業務、救急業務等を兼務しながら、隔日勤務で予防業務を遂行しているため、都道府県アドバイザーや消防本部予防課による専従的な違反処理ではなく、「誰でもできる」違反処理体制の構築を目指している。「特別支援員」は、管轄署所を違反処理の主体とすることを崩さず、それを支援（研修）しながら、違反是正アドバイザーとしての知識、技術を向上させていき、自署所内の職員にアウトプットしていくものである。このような制度については、全国でも聞いたことはなく、まさに「仙南style」と呼べるものであろう。

初年度の特別支援員活動総括

特別支援員が発足してから１年経ったが、都道府県アドバイザーや違反是正支援員を中心に、活発な意見のぶつけ合い、討論をしている。

これまで指導が停滞していた事案についても、各署所に特別支援員を派遣し、討論することにより、検討会が活性化し、その署所では見つけられなかった是正の糸口や解決策が見出され、特別支援員制度発足から、すでに５件の事案について「違反の是正」という結果に結びついた。

１年間の特別支援員活動後、総括会議を実施したところ、特別支援員から以下のような意見が出された。

○特別支援員Ａ

自分自身最初は違反処理について全くわからなかったが、この制度によって、自分の署所案件のみならず、いろいろな事案に携われることができ、とても良い経験となった。

自分一人と思わず、みんなで協議し、良い方向に違反処理を進めることができた。

違反是正特別支援員任命式

違反是正特別支援員を派遣した検討会

○特別支援員Ｂ

知識よりも１回の経験に勝るものはないと感じた。知識も大切だが、経験はそれ以上に大切であるため、他署所の案件に派遣されるのを待つのではなく、自署所案件について積極的に進めていく。

○特別支援員Ｃ

知識も経験もないところからのスタートであったが、多くの経験を積ませてもらい、非常に成長できた。

○特別支援員Ｄ

違反処理の主体は、署所の主幹、係長が中心となるが、それを補佐する上で、主体性を持って活動できた。

何をやるべきかを常に考え、模索することが成長のカギとなるため、目的を持って活動していく。

これらの「総括」を基に、更なる永続的な組織体制を目指すべく、次期特別支援員の活動に生かしていく。

消防庁長官賞受賞！

総務省消防庁が主催する第５回予防業務優良事例表彰において、「違反是正特別支援員制度」について応募したところ、「消防庁長官表彰」を受賞！

モチベーションの向上とともに、現状に留まることなく、組織の実情に合わせ、今後更に「進化」させていきたい。

未来への伝承

違反処理については、消防法のみならず、行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法など、様々な関係法令の精査が必要であり、対象事案を経験することにより、その知識や技術を習得できる。

政令指定都市や中規模消防本部においては、違反処理は継続的に行われていることであろう。しかし、当消防本部にとっては、各署所に日勤者もおらず、専門性もない中、また、他業務との兼ね合いで限られた時間の中で、高度な法律知識を必要とする違反処理業務を継続させるというのは、決して容易なことではない。

そのような中で、当消防本部の違反処理体制が「当たり前」になったのは、階級を問わず、予防係全員で、その違反処理案件ごとに考え、討論し、意見を出し合えたからだ。消防本部予防課や都道府県アドバイザー主体のトップダウンでは、職員は他人任せとなり成長を阻害する。当消防本部の予防力、違反処理力が強化された要因は「組織全体で考える」という環境変化にあると確信している。

「階級の垣根を越えて、意志や意見が飛び交い、反映される気風」。組織は「人」が育たなければ発展、成長はない。人を「育てる」のではなく、人が「育つ」職場を創ることこそが、組織に根付く要因であると感じている。

今後も、都道府県アドバイザーや違反是正支援員を中心に、より良い是正方法、是正指導について、「垣根を越えた」活発な意見のぶつけ合い、『闘論』をしていく。

火災予防の本質は何か

御承知のとおり、「火災予防」は火災発生危険を未然に防御し、火災による死者を防ぐ最大の「人命救助」であることは間違いない。放火や漏電など、故意性もなく、どこから発生するかわからない現代の火災に対し、「火災をゼロにする」というのは“絵空事”である。やはり火災が発生しても死者を出さない等「被害を最小限にする」ための消防用設備等であり、「火災発生のリスクを最小限に減らす」ための防火管理なのだろう。

また、札幌市特殊浴場火災や新宿歌舞伎町火災を繰り返さないことや火災による死者を発生させないことは、戦争を繰り返さないのと一緒である。火災事例こそが、最大の「教訓」であり、その「教訓」を今に伝えていくことも、消防職員としての使命なのだ。それが過去の火災での犠牲者との約束であり、被害者の願い。それでも過去の火災事例は知られていないことが多く、消防職員でさえ知らないこともある。

過去の歴史から学んだ「教訓」を無駄にせず、違反是正という住民との最低限の約束を果たすためにも、過去の火災事例等の伝達も含めて「違反是正」だという強い使命感の下に活動していきたい。

予防執行体制の強化

近年の予防行政においては、技術革新による機器の開発や社会情勢の変化による火災被害の発生によって、規制や技術基準はめまぐるしく変化している。予防行政はその変化に機敏に対応し、業務を適正に、かつ効率的に執行していくことが求められている。

予防行政は法令による規制である。「訴訟」や「賠償責任」と常に背中合わせであることは間違いない。10年前と現在の「消防基本六法」（東京法令出版）の厚さを比べても、その差は歴然としている。予防担当者が扱う業務量は膨大化しているのに、予防担当者の数や体制は10年前と変わらないとなると、10年後の予防行政の未来は崩壊していくのではないかと危惧してしまう。そう考えさせられるくらいの法令等改正が、現在の予防行政において現実に行われているのだ。

現在の予防人員で、「予防行政力」を低下させないためには、担当職員の「質」を高め、業務量を精査し、組織として予防行政執行体制の足腰強化を図るしかないのではないかと感じる。

予防業務執行体制の足腰強化として、当消防本部では、他都市審査基準や参考図書規制から脱却するため、当消防本部独自の各「審査基準」の作成に挑戦している。『審査基準プロジェクト委員会』を立ち上げ、各署所から委員を指名し、早期制定を目指している。

予防業務における体制整備

①危険物規制事務審査基準作成
令和元年７月作成開始
令和３年４月１日施行

②火薬類取締法施行規程・事務処理要綱作成
令和元年７月作成開始
令和４年４月１日施行予定

③消防用設備等規制事務審査基準作成
令和２年５月作成開始
令和４年４月１日施行予定

④火災予防条例運用指針作成
令和２年５月作成開始
令和４年４月１日施行予定

Sustainableな組織体制に

当消防本部においては、救助隊や警防隊、救急隊を兼務しながら予防業務を精一杯行っている職員が大勢いる。このカテゴリーの中で戦っている職員に対し、「やりがい」や「魅力」を見出す環境を創り、未来の予防行政を担う担当職員が、消防法令を適切に執行できるための「教育」や「手段の整備」、そして「予防業務への興味・関心」を持ってもらうことが、「予防行政力」の向上において、今後ますます重要になっていく。そのことを肝に銘じ、仙南圏域住民の期待に応えるよう、将来的にも持続可能な組織体制を目指し、「仙南style」を切り拓いていきたい。